

令和6年度運営指導に係る指導・指摘事項

	サービス種類	口頭指摘	文書指摘	指 摘 ・ 指 導 事 項
1	(介護予防) 通所リハビリテーション、 (介護予防) 短期入所療養介護、 介護老人保健施設	○		指摘：政府の「避難情報に関するガイドライン」の改定に沿った内容で防災マニュアルの改定をしてなかった。 指導：政府の「避難情報に関するガイドライン」の改定に沿った内容にすること。
		○		指摘：県条例別表第2の「記録の作成及び保存」の項に定める記録は県条例施行規則別表第2の「記録の作成及び保存」の第2項に定める期間保存すること。 指導：保存期間を確認し、適切に記録を保存すること。
2	訪問介護	○		指摘：研修の受講記録が残されていなかった。 指導：高齢者虐待防止など、研修について職員の受講記録を残してください。
		○		指摘：サービス区分が不記載の訪問介護計画書があった 指導：訪問介護計画書を適切に作成してください。
		○		指摘：暫定も含め居宅サービス計画に対応した訪問介護計画書が未作成のものがあった。 指導：居宅サービス計画に沿った訪問介護計画書を作成してください。
		○		指摘：訪問介護計画書について本人、ご家族の署名が未記入なものがあった。 指導：本人、ご家族に署名をもらってください。
		○		指摘：モニタリングシートの目標達成状況が記載されていなかった。 指導：モニタリングシートの目標達成状況を記載してください。
		○		指摘：サービス担当者会議記録等において、当該事業所とグループ会社が運営している職員の区分が混在している。 指導：サービス担当者会議記録等においてどちらの職員として参加しているのか確認し、適切に記録してください。
		○		指摘：請求書についてサービスごとに項目わけがされてなかった。 指導：サービスごとに項目を分けて請求書を作成してください。
		○		指摘：サービス提供記録が不十分なものがあった。 指導：サービス提供記録を適切に記録してください。